

危険物新聞

第336号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 発行人 川井清治郎
 大阪市西区新町1丁目5-7
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717・5910
 定価 1部 50円

大阪府危険物取扱者試験

2月21日、府大で 甲種と乙種第4類実施

大阪府では昭和56年度第3回目危険物取扱者試験を2月21日、大阪府立大学で実施する。

- ▷ 試験日 2月21日(日)
- ▷ 試験場 府立大学(堺市)
- ▷ 願書受付 2月4日、5日
- ▷ 受付場所 大阪府職員会館

なお、受験準備講習は別掲のとおりで、休日コースのみ電話で予約受け付けしている。

大阪府危険物取扱者試験合格発表

乙種4類 36.5%

大阪府では11月15日に実施した危険物取扱者試験の結果を、12月16日発表した。

乙種4類の合格率は36.5%と上ったが、試験当日の欠席

者が申請者の10%を超え、相変わらずの不真面目さが目立っている。(他の類は欠席率1%弱)

	(申請者数)	(受験者数)	(合格者数)	(合格率)
第一類	143	140	96	68.6%
第二類	152	149	117	78.5%
第三類	157	148	112	75.7%
第四類	3,925	3,527	1,289	36.5%
第五類	105	100	70	70.0%
第六類	311	299	191	63.9%
計	4,793	4,363	1,875	43.0%

優秀賞に樽木、高橋氏

第2回危険物防災論文入賞決まる

大阪府危険物安全協会では、第2回危険物事故防止に係る研究論文を募集していたが、慎重に審査の結果、次の6氏が優秀、優良に入賞し、近く表彰される予定である。

☆優秀賞

- 樽木 浩(日本触媒化学工業KK吹田工場)
- 高橋喜昭(大日本インキ化学工業KK吹田工場)

☆優良賞

- 木村寿宏(日本触媒化学工業KK吹田工場)
- 福島昭二(大日本インキ化学工業KK吹田工場)
- 高橋孝信(同上)
- 木元信次(諸星インキKK関西事業部大阪工場)

本社工場/大阪府枚方市招提田近三丁目五番地
出張所/電話〇六一四七三一四八七一四八四四
株式会社 初田製作所
消防器・消火装置の総合メーカー



防災設備機器で
未来をひらく
『技術のハツタ』

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

全国、最近5ヶ年（昭和51～55年）危険物製造所等漏洩件数（）内は55年中の件数

製造所の部 42件（7）

○ 異常反応により洩漏したもの。	6 (0)
○ 配管の腐食によるもの。	5 (0)
○ バルブの締め忘れ又は誤操作によるもの。	4 (1)
○ 液面計の故障等によりタンクに油を過剰に注入したるもの。	2 (0)
○ 配管ジョイント部締め付けボルトの切損によるもの。	1 (0)
○ 中間タンクを冷却しなかったために内容物が急激に分解し、漏洩したもの。	1 (0)
○ 配管内の洗浄が不充分なまま切断したことによるもの。	1 (0)
○ 廃ガス除害塔の詰りによる圧力上昇によるもの。	1 (0)
○ ポンプのネジが不良品であったことによるもの。	1 (0)
○ ドラム缶のふたに付着していた危険物がドラム缶開放時に飛散したもの。	1 (0)
○ 豪雨により大量の雨が油水分離槽に入ったことによるもの。	1 (0)
○ 装置の製作不良でパッキンが欠落していたことによるもの。	1 (0)
○ 弁から冷却水が漏れ、高温の危険物に触れて突沸したもの。	1 (0)
○ 遠心分離機の不良で危険物が漏洩、ホッパーが受け切れなかったもの。	1 (0)
○ 配管の弁の不良によりテフロン膜に亀裂を生じゴムパッキンが溶解したもの。	1 (0)
○ 蒸留塔のシール不良により油が漏洩したもの。	1 (0)
○ 減圧弁の異常により、高温が加わり、危険物が噴出したもの。	1 (0)
○ 配管の亀裂によるもの。	1 (0)
○ レベルスイッチの故障によるもの。	1 (0)
○ タンク溶接部の亀裂によるもの。	1 (0)
○ 熱交換器のチューブの腐食によるもの。	1 (0)
○ 取扱い不注意によるもの。	1 (0)
○ 蒸留釜へ注油中、その場所を離れたため過剰に注入されたもの。	1 (1)
○ 危険物の入ったドラム缶が転倒されたもの。	1 (1)
○ 施設の定期修理中、配管の閉塞が破れたもの。	1 (1)
○ 熱交換器のシール不良によるもの。	1 (1)
○ 安全弁が故障し、安全弁上部の通気穴より危険物が噴出したもの。	1 (1)
○ 危険物を充填中、反対側のコックを締め忘れたもの。	1 (1)
○ その他。	1 (0)

POWER!

YAMATO '81 心あつくパワーは未知へ

人は夢見、その実現のために限りない情熱をそそぐ。
コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は大空に、
大きな夢をはばたかせた。
偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。
YAMATOはいまパワーを結集。
「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー
ヤマト消防器株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL 06(976)0701-7701
東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151
北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山
尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島

給油取扱所の部 235件 (77)

○ 車が計量機等に衝突又は車両間の衝突によるもの。	35 (11)
○ 容量の誤認又は計量の誤り等によるもの。	27 (8)
○ 配管の亀裂又は腐食等によるもの。	27 (16)
○ 1978年宮城県沖地震によるもの。	15 (0)
○ 給油ホースに亀裂又は結合部のゆるみが生じたもの。	12 (6)
○ 給油するタンクを誤ったもの。	11 (3)
○ 専用タンクに注油中、監視を怠ったことによるもの。	11 (4)
○ 車両に給油中、監視を怠ったことによるもの。	10 (8)
○ 受入等における取扱いの誤りによるもの。	7 (0)
○ オーバーフロー防止装置の故障によるもの。	6 (0)
○ 不注意な取扱いによるもの。	6 (2)
○ タンクの腐食によるもの。	5 (2)
○ 計量機の故障によるもの。	4 (0)
○ 油分離槽の整備不良で機能しなかったもの。	4 (3)
○ 誤って容器を転倒させたもの	4 (3)
○ 給油ノズルの開閉弁が開かれた状態で電源を入れたもの。	4 (0)
○ 給油中に車が移動したもの。	3 (1)
○ 配管接続部のゆるみによるもの。	3 (0)
○ 専用タンクに注油する際、こぼれた油が地下に浸透したもの。	2 (0)
○ 油水分離槽の底部に亀裂が入ったことによるもの。	2 (0)
○ 容器に危険物を注油中、監視を怠ったことによるもの。	2 (0)
○ 工事中、誤って配管を破損したことによるもの。	2 (1)
○ 計量機のモーターの切り忘れによるもの。	2 (2)
○ 車両によって専用タンクが力を受け破損したことによるもの。	1 (0)
○ 洗車に使った用水が地下タンクに入り油があふれたことによるもの。	1 (0)
○ ノズルの修理不良によるもの。	1 (0)
○ 暴風により、キャノピーの一部がはく落して、配管が破損したもの。	1 (0)
○ パワーシャベルにより配管が破損されたことによるもの。	1 (0)
○ 給油ホースが離脱したことによるもの。	1 (0)
○ 給油中に持場を離れたことによるもの。	1 (0)
○ ポンプメカシールの磨もうによるもの。	1 (0)
○ 給油ホースが切断されたことによるもの。	1 (0)
○ 給油ノズル動停止の故障によるもの。	1 (0)
○ 容器の油を捨てたことによるもの。	1 (0)
○ 駐車中のミニローリーからによるもの。	1 (0)
○ 車両のタイヤ交換中、車両の燃料タンクが破損したことによるもの。	1 (0)
○ 配管の工事不良によるもの。	1 (0)
○ 専用タンクの盲マンホールの締めが不完全なためによるもの。	1 (0)
○ 配管が工事のため切断されているのを知らずに送油したものの。	1 (0)
○ 何者かが排水口に直結するマンホールに廃油を捨てたことによるもの。	1 (0)

- 油分離槽清掃中、回収車の操作を誤り、タンクより逆流したもの。 1 (1)
- 何者かが、油分離槽に廃油を捨てたため。 1 (1)
- ポンプのエア抜き装置のフロート弁の故障によるもの。 1 (1)
- 配管のフランジ部のパッキンの不良によるもの。 1 (1)
- タンク洗浄中、誤って危険物のスラッジを流出させたもの。 1 (1)
- 廃油入りのドラムに雨水が入ったため。 1 (1)
- 何者かが専用タンクに水を入れたため、中の油があふれたもの。 2 (1)
- いたずらによるもの。 3 (0)
- その他。 3 (0)

屋内タンク貯蔵所の部 38件 (6)

- 配管の腐食によるもの。 8 (1)
- タンク内の残量を誤認し過剰給油したもの。 5 (1)
- 取扱不注意によるもの。 3 (0)
- 給油時にバルブ操作を誤ったり、給油ホースの結合不完全により給油ホースが離脱したもの。 2 (0)
- スチーム配管の腐食孔からの漏洩によるもの。 2 (0)
- 液面計の故障によるもの。 1 (0)
- ポンプスイッチの切り忘れによるもの。 1 (0)
- パッキンの切損によるもの。 1 (0)
- 分岐バルブのゆるみによるもの。 1 (0)
- タンク室に水が入り、タンクが浮き上り横転したことによるもの。 1 (0)
- 油圧ゲージからのもれによるもの。 1 (0)
- ドレンコックが開放されていたことによるもの。 1 (0)
- 注油中に監視を怠ったことによるもの。 1 (0)
- バルブを開放してドレン抜取中、監視を怠ったことによるもの。 1 (0)
- タンクに受入中、スイッチの故障によるもの。 1 (0)
- タンクに受入中、配管の破損によるもの。 1 (0)
- 1978年宮城県沖地震によるもの。 1 (0)
- 車両が配管に接触して配管が破損したものの。 1 (0)
- 底板の溶接部の亀裂によるもの。 1 (1)
- 屋外部分にある旧配管バルブに犬をつないでいたため、鎖がからみ、バルブがゆるんだもの。 1 (1)
- 配管に取付けた圧力計が破損したもの。 1 (1)
- 水抜きバルブの取付部がゆるんだもの。 1 (1)
- その他。 1 (0)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアーホーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

危険物施設の位置、構造、設備の技術基準

(その19)

大阪市消防局予防部危険物課

8. 移動タンク貯蔵所の基準

(2) 技術上の基準

○ タンクコンテナ式(積載式) 移動タンク貯蔵所

(ア) 次の各号に掲げる要件に適合するタンクコンテナを自動車の車体に固定し、これと一体としたものは政令第2条第6号に定める移動タンク貯蔵所として認められる。

① タンクコンテナの構造及び設備は、政令第15条に定める技術上の基準のうち移動貯蔵タンクに関する部分(タンク容量に関する部分を除く)に適合するもの。

② タンクコンテナのタンク容量は、第4類の危険物のうち引火点130°C以上のもの(A)にあっては6,000リットル以下、その他の危険物(B)にあっては4,000リットル以下であること。

なお、上記(A)及び(B)に該当する危険物を同一の自動車に同時に積載する場合にあっては、(A)及び(B)についてそれぞれ定められた量で除し、その商の和が1以下となる量であること。

③ タンクコンテナを積載する自動車のシャーシフレームにJボルト又は緊結装置によって緊結すること。

(イ) 許可等

① タンクコンテナ式の移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可の件数は、当該自動車の数と同一であること。

② 許可を受けたタンクコンテナを他の許可行政府において許可を受けた他の移動タンク貯蔵所の自動車に積載しようとする場合は、別途許可を受けなければならない。従って、1のタンクコンテナが2以上の移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとして重複して許可を受けることができる。

③ 1の移動タンク貯蔵所に2以上の交換タンクを保有することができる。

(ウ) 表示及び標識

① タンクコンテナには、その胴板又は鏡板の見易い



消防用設備

SAFETY AND FIRE
ENGINEERING 
NFPA
米国消防協会会員

株式会社 マルナカ

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775代 372-3277代
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161代
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

防災・設備・設計	消火器具一式
施工・保守・点検	避難設備
屋内外消火栓設備	自動火災報知設備
スプリンクラー設備	非常放送設備
ドレンチャーフィルター設備	漏電警報器
泡消火設備	防災設備全般
ガス消火設備	安全衛生保護具機器
粉末消火設備	公害防止機器

箇所に地を白、文字を黒として次の表示をしなければならない。

なお、許可行政庁が2以上となる場合であっても、1の行政庁の許可に係る表示があれば足りる。

表示は左横書とし、

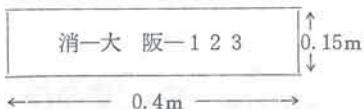
第1字句は「消」

第2字句は「当該施設の許可にかかる行政庁名の略称」(例、大阪府知事の許可にあっては、「大阪府」、大阪市長の許可にあっては「大阪」)

第3字句は「当該移動タンク貯蔵所の設置許可番号」を表示すること。

(表示の例)

第1字句 第2字句 第3字句



- ② タンクコンテナには、上記①の表示のほか政令第15条第1項第17号に定める表示が必要であること。
- ③ 上記②の表示は、タンクコンテナ1基ごとに表示すること。
- ④ 政令第15条第1項第17号に規定する標識は、当該タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所の自動車に掲げること。

階層建物に設けるボイラー等の一般取扱所の基準

一般取扱所の技術上の基準は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号、以下「政令」という。)第19条において政令第9条の位置・構造及び設備の技術上の基準について準用すると定められており、従って危険物を消費するボイラー等の一般取扱所も政令第9条に定める位置・構造及び設備の技術基準に適合するものでなければならないことになる。

しかしながら、階層建物内にボイラー等の一般取扱所を設置する場合に政令第9条に定める技術上の基準のすべて

に適合さることは、実態上不可能であるため、これら一般取扱所に関する特例基準を定めたものである。

以下、当該基準について各項目ごとに解説することとする。

1 適用範囲

階層建物に設けるボイラー等の一般取扱所とは、次の各号のすべてに該当するものを対象とする。

- (1) 階層を有する建物の一部に設けられるものであること。
- (2) 危険物を取り扱う設備がボイラー又は内燃機関であること。
- (3) 取り扱う危険物の引火点が40°C以上のものであること。

注1 階層建物とは、平屋建以外の建築物をいう。

注2 ボイラー等とは、ボイラー・バーナーその他これらに類する装置又は燃料(危険物)を機関の内部で直接燃焼させて、その熱エネルギーを機械的な仕事に変換する内燃機関をいう。

注3 ボイラー等の一般取扱所で貯蔵取扱いが行われる危険物は灯油・軽油・重油が想定されることから引火点を40°C以上と限定したものの、灯油の引火点についてはJIS規格が改正される前までは、JIS K 2203(1965)に1号灯油は38°C以上、2号灯油は35°C以上と規定されていたが、JIS規格の改正により現行の規格はJIS K 2203(1978)に引火点40°C以上とされている。

2 保安距離、保空地等の緩和

前項に該当する一般取扱所(以下「ボイラー室等」という。)の構造及び設備が第3項から第8項までに掲げる基準に適合する場合は、政令第9条第1号、第2号、第4号、第6号及び第19号の規定は適用しないことができる。

つまり、実態上規制することが不可能な事項は適用しないこととし、その代替として防火区画等の構造規制をはじめ消防設備等の強化をすることにより緩和をすること

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローツスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)



株式会社技研

〒542 大阪市南区北岸町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

としたものである。

注1 政令第9条 拔粧

第9条 法第10条第4項の製造所の位置、構造及び設備（消防設備及び警報設備を除く。以下この章の第1節から第3節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 製造所（生石灰及び第6類の危険物を取り扱う製造所を除く。）の位置は、次に掲げる建築物等から当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に、それぞれ当該建築物等について定める距離を保つこと。ただし、イからハまでに掲げる建築物等について、不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の不燃材料のうち、自治省令で定めるものをいう。以下同じ。）で造った防火上有効な壁を設けること等により、市町村長等が安全であると認めた場合は、当該市町村長等が定めた距離を当該距離とすることができる。

イ 口からニまでに掲げるもの以外の建築物その他の工作物で住居の用に供するもの（製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）

10メートル以上

ロ 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設で自治省令で定めるもの。

30メートル以上

ハ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物。

50メートル以上

ニ 高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある

る物を貯蔵し、又は取り扱う施設で自治省令で定めるもの。

自治省令で定める距離

ホ 使用電圧が7,000ボルトをこえ3万5,000ボルト以下の特別高圧架空電線。

水平距離3メートル以上

ヘ 使用電圧が3万5,000ボルトをこえる特別高圧架空電線。

水平距離5メートル以上

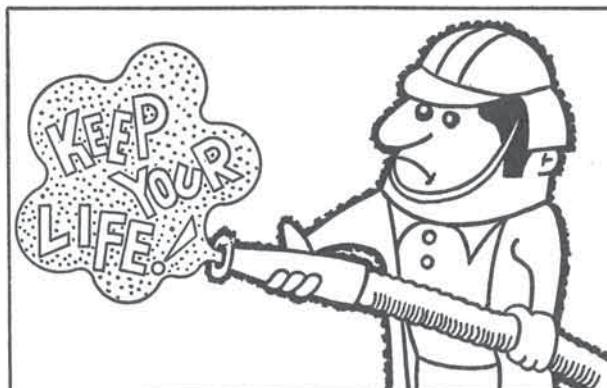
(2) 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、その取り扱う危険物の最大数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有すること。ただし、自治省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。

危険物の取扱最大数量	空地の幅
指定数量の10倍以下の数量	3メートル以上
指定数量の10倍をこえる数量	5メートル以上

(4) 危険物を取り扱う建築物は、地階（建築基準法施行令（昭和25年政令 第338号）第1条第2号に規定する地階をいう。）を有しないものであること。

(6) 危険物を取り扱う建築物は、屋根を不燃材料で造るとともに、石綿板、金属板その他の軽量な不燃材料でふくこと。ただし、第2類の危険物（粉状の硫黄、金属粉A及び金属粉Bを除く。）、生石灰又は第6類の危険物を取り扱う建築物にあっては、屋根を耐火構造とすることをもって足りる。

(19) 指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う製造所（生石灰及び第6類の危険物を取り扱う製造所を除く。）には、自治省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20

☎ 06 (751) 1351 (大代表)

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和56年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	2月5日(金)、2月8日(月) 2月10日(水)	午前 9時30分～4時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種第4類	1期 2月2日(火)、2月9日(火)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	2期 2月3日(水)、2月12日(金)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	3期 2月4日(木)、2月15日(月)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	4期 2月1日(月)、2月8日(月)	9時30分～4時	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期 2月3日(水)、2月10日(水)	9時30分～4時	*茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	6期(夜) 2月3日(水)、2月9日(火) 2月12日(金)	午後 5時30分～9時	大阪府商工会館
	休日コース 1月31日(日)、2月11日(祭) 2月14日(日)	午前 10時～4時	*市立(森ノ宮)労働会館 (国鉄・地下鉄森ノ宮駅ヨリ2分)

2. 申込方法 (日曜コースのみ電話531-9717予約制です)

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受けしません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。 *印会場では写真撮影はしません。

3. 受付期間と場所

受付場所	日時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 1月25日(月) 14時00分～16時00分
(阪急宝塚線岡町駅前)	豊中商工会議所 1月25日(月) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 1月25日(月) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内(近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 1月26日(火) 9時30分～11時30分
守口消防署内(地下鉄・守口駅前)	守口門真防火協会 1月26日(火) 13時30分～16時00分
堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前)	堺市危険物協会 1月26日(火) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号(四ツ橋ビル8階)	大阪府危険物安全協会 1月29日(金) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会費 (テキスト代を含む) () 内金額はテキスト不要の場合

種別	会員	会員外	ただし
甲種	10,000円(9,000円)	12,000円(11,000円)	
乙種	6,000円(5,000円)	7,000円(6,000円)	6期は各500円割増
乙種休日コース	10,000円(9,000円)	12,000円(11,000円)	